

令和 4 年 12 月
令和 4 年 第 7 回 栃木 市議会 定例会
議 案 書

栃木市

番 号

件

名

議案第 114 号 令和 4 年度栃木市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議案第 115 号 令和 4 年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 116 号 令和 4 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 117 号 令和 4 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 118 号 令和 4 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 119 号 令和 4 年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 120 号 栃木市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 121 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について	20
議案第 122 号 栃木市職員の降給に関する条例の制定について	28
議案第 123 号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	33
議案第 124 号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第 125 号 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び 給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第 126 号 栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第 127 号 栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	56
議案第 128 号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	60
議案第 129 号 工事請負契約の締結について（（仮称）都賀総合支所複合施設新築工事）	65

番号	件名	
議案第 130 号	工事請負契約の締結について（（仮称）都賀総合支所複合施設新築電気設備工事）	66
議案第 131 号	工事請負契約の締結について（（仮称）都賀総合支所複合施設新築機械設備工事）	67
議案第 132 号	工事請負契約の締結について（とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事）	68
議案第 133 号	財産の取得について（栃木インター西土地区画整理事業用地）	69
議案第 134 号	財産の処分について（千塚産業団地 F 街区 3 画地）	70
議案第 135 号	指定管理者の指定について（栃木市渡良瀬の里）	71
議案第 136 号	指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）	72
議案第 137 号	指定管理者の指定について（栃木市大平まちづくり交流センター）	73
議案第 138 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	74

議案第120号

栃木市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

栃木市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

令和4年11月25日提出
栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の定年等に関する条例（平成22年栃木市条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雜則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「) 第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。) 第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の

部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「市長の承認を得て、」を「これらの期限の翌日から起算して」に改め、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由が

なくなった」に、「その期限」を「当該期限」に、「繰り上げて退職させる
ことができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職
とする。

- (1) 栃木市職員の給与に関する条例（平成22年栃木市条例第55号）第
7条の2第1項に規定する職員が占める職
 - (2) 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年栃木
市条例第231号）第4条に規定する職員が占める職
- (管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢
60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（
以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、
法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定
めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、
降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条に
おいて「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の
標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行
能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降

任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上で、その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の

属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雜則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）

（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））

において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 11 条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第 2 条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の栃木市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の栃木市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において

同じ。) から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年（新条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第 3 条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第 3 条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日（以下この条から附則第 6 条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第 1 項において同じ。）に達している者を、從

前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の

全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うこと
ができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当
該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地
方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事
務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）におけ
る前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間に
ある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧
条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に
基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を
要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定による
ほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日
までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する
職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定
める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該
常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわら
ず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日ま
での間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新
条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条
例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職で

その職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特

定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地

方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における毎年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

- 2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 3 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職員は、第 1 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第 10 条 任命権者は、基準日（令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第 3 条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第 12 条に規定する年齢 60 年以上退職者となった者（基準日前から新条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の

前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月25日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される栃木市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第1条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される栃木市職員の処遇等に関する条例（平成22年栃木市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 栃木市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成22年栃木市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。第10条第1号において同じ。）」を削り、同項第3号中

「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年等条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員第10条第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年等条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
(栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成22年栃木市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(栃木市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 栃木市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成22年栃木市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1年以下」を「1年以下の期間、その発令の日に受ける」に改め、「いう。」の次に「。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第5条 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年栃木市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「同法第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 栃木市職員の育児休業等に関する条例（平成22年栃木市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 栃木市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 栃木市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表以外の部分中「同表の欄」を「同表の右欄」に改め、同条

の表第4条第3項の項中「その者」を「当該職員」に改め、同表第4条第5項及び第6項の項中欄中「決定する」を「決定するものとする」に改め、同項中「その者」を「当該職員」に改め、第17条の表第4条第10項の項を削り、同表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第13条第4項の項を削り、同表第13条第5項の項中「育児休業条例」を「栃木市職員の育児休業等に関する条例（平成22年栃木市条例第42号）」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第20条の表第4条第3項の項中「その者」を「当該職員」に改め、同表第4条第5項及び第6項の項中欄中「決定する」を「決定するものとする」に改め、同項中「その者」を「当該職員」に改め、第20条の表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第13条第4項の項を削り、同表第13条第5項の項中「育児休業条例」を「栃木市職員の育児休業等に関する条例（平成22年栃木市条例第42号）」に、「場合は」を「場合には」に改め、同表第17条の5の項中「及び第9条の3」を「第4条第3項から第9項まで、第8条、第9条及び第9条の3」に、「、第9条の3」を「第8条、第9条、第9条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第22条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間

勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第30項の規定が適用される育児短時間勤務職員に関する読み替え)

6 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)を行う職員に対する栃木市職員の給与に関する条例附則第30項の規定の適用については、同項中「)とする。」とあるのは、「)に、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。」とする。

(栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年栃木市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(栃木市職員の再任用に関する条例の廃止)

第8条 栃木市職員の再任用に関する条例(平成22年栃木市条例第34号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において「暫定再任用職員」とは、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される栃木市職員の待遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される栃木市職員の待遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

2 栃木市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 年栃木市条例第 号）附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、栃木市職員の定年等に関する条例（平成22年栃木市条例第33号）第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、第1条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される栃木市職員の待遇等に関する条例の規定を適用する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 第2条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

3 栃木市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第2条第1

項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、栃木市職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、第2条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

(栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用職員で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者は、第5条の規定による改正後の栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年栃木市条例第38号）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 暫定再任用職員は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正後の地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

議案第122号

栃木市職員の俸給に関する条例の制定について

栃木市職員の俸給に関する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月25日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市職員の降給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員（栃木市職員の給与に関する条例（平成22年栃木市条例第55号）第3条第1項の給料表、栃木市技能労務職員の給与に関する規則（平成22年栃木市規則第51号）第3条第1項の給料表又は栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年栃木市条例第231号）第3条第1項の給料表（以下これらを「給料表」という。）のいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を定めるものとする。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場

合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により降格させる職員については、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評語が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良好でないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良好でない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2人によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかであるとき。

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

（降号の事由）

第4条 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良好でないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良好でない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第5条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

第6条 職員は、第3条第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(栃木市職員の給与に関する条例附則第30項等の規定の適用を受ける職員に対する規定の適用)

2 栃木市職員の給与に関する条例附則第30項の規定その他市長が定める規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「及び栃木市職員の給与に関する条例附則第30項の規定その他市長が定める規定による降給とする」とする。

3 第5条の規定は、栃木市職員の給与に関する条例附則第30項の規定その他市長が定める規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

議案第123号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月25日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例

第1条 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成2
2年栃木市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」
に改める。

第2条 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改
める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5
年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償
等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年1
月1日から適用する。

（期末手当の内扱）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改
正前の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に
基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内
扱とみなす。

議案第124号

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように
に制定するものとする。

令和4年11月25日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第　　号

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例（平成22年栃木市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附　則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の栃木市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第125号

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の
特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月25日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 栃木市職員の給与に関する条例（平成22年栃木市条例第55号）
の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」
に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中
「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「1
00分の60」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		俸給月額							
再任用職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700

	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	

	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		294,900	342,600				
	95		295,200	343,100				
	96		295,600	343,500				

	97		295,800	343,700					
	98		296,100	344,100					
	99		296,500	344,500					
	100		296,900	344,800					
	101		297,100	345,100					
	102		297,400	345,500					
	103		297,800	345,900					
	104		298,100	346,300					
	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号俸	俸給月額						
再任用職	1	円 174,500	円 190,200	円 215,100	円 254,900	円 296,300	円 321,300	円 347,600	円 381,900

員以外の職員	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000

	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700
	44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300
	45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100
	46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800
	47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300
	48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800
	49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
	50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
	51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
	52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
	53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
	54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
	55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
	56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
	57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
	58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
	59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
	60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
	61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
	62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300	
	63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600	
	64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
	65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
	66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
	67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
	68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
	69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
	70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
	71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
	72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
	73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
	74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
	75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
	76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
	77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
	78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
	79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
	80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
	81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
	82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
	83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200	

	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500	
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700	
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500		
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800		
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000		
	89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200		
	90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500		
	91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800		
	92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000		
	93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200		
	94	300,600	324,200	350,600	384,200				
	95	301,700	325,600	352,100	384,800				
	96	303,000	326,900	353,600	385,300				
	97	304,100	328,100	354,900	385,700				
	98	305,300	329,400	356,100	386,100				
	99	306,500	330,700	357,200	386,700				
	100	307,700	332,000	358,400	387,200				
	101	308,900	333,400	359,500	387,600				
	102	309,900	334,300	360,600	388,100				
	103	311,000	335,400	361,700	388,700				
	104	312,000	336,600	362,900	389,200				
	105	312,800	337,700	364,100	389,500				
	106	313,400	338,800	364,600	389,900				
	107	314,000	339,800	365,200	390,400				
	108	314,700	340,900	365,800	390,700				
	109	315,200	342,100	366,400	391,000				
	110	315,700	343,100	366,900	391,500				
	111	316,200	344,100	367,400	392,000				
	112	316,800	345,000	367,900	392,500				
	113	317,600	345,900	368,300	392,800				
	114	318,300	346,800	368,700	393,300				
	115	319,000	347,800	369,300	393,800				
	116	319,700	348,800	369,800	394,300				
	117	320,300	349,800	370,200	394,600				
	118	321,100	350,300	370,700	395,100				
	119	321,800	350,900	371,300	395,600				
	120	322,600	351,500	371,800	396,100				
	121	323,200	351,800	372,000	396,500				
	122	323,500	352,200	372,500	397,000				
	123	324,000	352,700	373,000	397,400				
	124	324,500	353,100	373,400	397,900				

	125	324,800	353,500	373,900	398,300				
	126		353,900	374,400					
	127		354,400	374,900					
	128		354,800	375,400					
	129		355,200	375,700					
	130		355,600	376,200					
	131		356,000	376,700					
	132		356,400	377,200					
	133		356,600	377,500					
	134		357,100	378,000					
	135		357,500	378,400					
	136		357,800	378,800					
	137		358,100	379,100					
	138		358,500	379,600					
	139		359,000	380,100					
	140		359,500	380,600					
	141		359,800	380,900					
	142		360,300						
	143		360,800						
	144		361,300						
	145		361,600						
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 栃木市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、行政職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、休暇等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する

勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第10条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）」の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（第1号において）」に、「。以下」を「。第1号において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第16条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第2項中「第17条の4第2項」を「第17条の4第2項各号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の4第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「そ

の者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「うち再任用職員」を「うち定年前再任用短時間勤務職員」に、「当該再任用職員」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

第17条の5の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条」を「第4条第3項から第9項まで、第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

30 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第32項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

31 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 栃木市職員の定年等に関する条例（平成22年栃木市条例第33号）

第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

- (3) 栃木市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

3 2 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第34項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第30項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第30項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

3 3 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、

「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 4 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第30項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第32項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

3 5 附則第32項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第30項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

3 6 附則第30項から前項までに定めるもののほか、附則第30項の規定による給料月額、附則第32項の規定による給料その他附則第30項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額円								
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額 円							
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

別表第1中「375,000円」を「376,000円」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

第11条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の栃木市職員の給与に関する条例（以下この項及び次条において「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下この項及び次条において「改正後の任期

付職員条例」という。) 別表第1の規定は令和4年4月1日から、改正後の給与条例第17条の4第2項の規定及び改正後の任期付職員条例第10条第2項の規定は令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の栃木市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前的一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の栃木市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第30項から第36項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正法による改正後の地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される栃木市職員の給与に関する条例第3条に規定する

給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年栃木市条例第38号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される栃木市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第17条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の

算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

- 7 栃木市職員の給与に関する条例第4条第3項、第5項、第7項から第9項まで、第8条、第9条及び第9条の3の規定並びに新給与条例第4条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第126号

栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との
調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する
条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月25日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との
調和に関する条例の一部を改正する条例

栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（平成28年栃木市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条第3項」を「第2条第2項」に改める。

第14条第1項第9号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第127号

栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月25日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市公園条例の一部改正)

第1条 栃木市公園条例（平成22年栃木市条例第191号）の一部を次のように改正する。

別表第1 藤岡渡良瀬運動公園の項中

「

サッカー場	を
-------	---

」

「

サッカー場	に
サイクルコース	
パンプトラック	

」

改める。

(栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正)

第2条 栃木市公園有料公園施設に関する条例（平成22年栃木市条例第192号）の一部を次のように改正する。

別表第1 藤岡渡良瀬運動公園の項中

「

サッカー場	を
-------	---

」

「

サッカー場	に
サイクルコース	

」

パンプ トラック

改める。

別表第2の3 藤岡渡良瀬運動公園の部中

サッカー場	スポーツ	1時間につき 520円	を
	集会等	1時間につき 1,300円	
	営利等	1時間につき 5,230円	

サイクル コース(全 体利用)	専用利用	スポーツ	1時間につき 520円	に
		集会等	1時間につき 1,300円	
		営利等	1時間につき 5,230円	
サイクル コース(部 分利用)	専用利用	スポーツ	午前 16,000円	に
			午後 16,000円	
			全日 32,000円	
		営利等	午前 80,000円	
			午後 80,000円	
			全日 160,000円	

パンプト ラック	専用利用	スポーツ	午前	8,000円
			午後	8,000円
			全日	16,000円
器具等使 用料		営利等	午前	40,000円
			午後	40,000円
			全日	80,000円
器具等使 用料	自転車	1時間につき 200円		
	タイム計測器	1日につき 30,000円		

]

改め、同部備考3中「及びサッカー場」を「、サッカー場、サイクルコース及びパンプトラック」に改め、同部備考に次のように加える。

4 サイクルコース及びパンプトラックの使用料における、午前とは午前9時から午後1時までをいい、午後とは午後1時から午後5時までをいい、全日とは午前9時から午後5時までをいう。

5 サイクルコース及びパンプトラックにおいて、第2条又は第13条第2項の規定により利用時間が変更になった場合における午前9時から午後5時までの時間以外の時間の利用に係る使用料の額は、1時間につき全日の額の1時間相当額とする。この場合において、利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げる。

6 サイクルコース及びパンプトラックを個人が利用する場合の使用料は、無料とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第128号

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月25日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（平成23年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	1級
号級	給料月額（円）
1	164,400
2	165,900
3	167,400
4	168,900
5	170,500
6	172,400
7	174,200
8	176,000
9	177,700
10	179,800
11	181,800
12	183,700
13	185,600
14	187,700
15	189,800
16	191,900
17	194,100
18	196,400
19	198,900

20	201, 200
21	203, 600
22	205, 200
23	206, 900
24	208, 600
25	210, 100
26	211, 500
27	213, 100
28	214, 600
29	216, 300
30	218, 000
31	219, 700
32	221, 400
33	222, 700
34	224, 400
35	226, 100
36	227, 700
37	229, 100
38	230, 800
39	232, 500
40	234, 200
41	235, 800
42	237, 500
43	239, 100
44	240, 700
45	242, 300
46	243, 800
47	245, 100
48	246, 400
49	247, 500
50	248, 800
51	250, 200
52	251, 300
53	252, 400

54	253,800
55	254,800
56	255,800
57	257,000
58	258,000
59	259,100
60	260,100
61	261,300
62	262,000
63	262,900
64	263,500
65	264,500
66	265,900
67	267,000
68	268,300
69	269,800
70	271,300
71	272,600
72	274,000
73	274,800
74	275,800
75	277,000
76	278,000
77	279,200

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第129号

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

栃木市長 大川秀子

1 契約の目的 (仮称) 都賀総合支所複合施設新築工事

2 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札

3 契約金額 922,460,000円

4 契約の相手方 栃木市都賀町大橋256番地1

ワタナベ・大澤特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社ワタナベ土木

代表取締役 平山研史

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

栃木市長 大川秀子

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | (仮称)都賀総合支所複合施設新築電気設備工事 |
| 2 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 207,460,000円 |
| 4 契約の相手方 | 栃木市梓町39番地23
森澤・伊藤特定建設工事共同企業体
代表者 森澤電機工業株式会社
代表取締役 森澤 久雄 |

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

栃木市長 大川秀子

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | (仮称)都賀総合支所複合施設新築機械設備工事 |
| 2 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 187,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 栃木市都賀町木347番地2
セキネ・日向野特定建設工事共同企業体
代表者 有限会社セキネ設備工業
代表取締役 関根 正宏 |

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

栃木市長 大川秀子

1 契約の目的 とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事

2 契約の方法 総合評価方式一般競争入札

3 契約金額 8,761,500,000円

4 契約の相手方 東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号

エクシオグループ株式会社

代表取締役 船橋 哲也

議案第133号

財産の取得について

小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業用地として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

栃木市長 大川秀子

1 財産の表示

種別	地目	面積	所在
土地	宅地、畠、雜種地	12,903.51m ²	栃木市吹上町 芝原889番3 他19筆

2 取得の方法 隨意契約による買い入れ

3 取得予定価格 178,584,549円

4 取得相手 栃木市吹上町地内居住者 他6名

財産の処分について

次の財産を売却することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)
第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

栃木市長 大川秀子

1 財産の表示

種別	地目	面 積	所 在
土地	宅地	4,748.61 m ²	栃木市千塚町1726番

2 売却の方法 隨意契約による売却

3 売却予定価格 64,106,235円

4 売却相手 東京都中央区日本橋小伝馬町2番地5-9F

トレーラーハウスデベロップメント株式会社

代表取締役 大原 邦彦

議案第135号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

栃木市長 大川秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市渡良瀬の里

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市藤岡町藤岡2611番地3

名 称 株式会社フジオカクリーンワークス

代表者 代表取締役 佐山 和章

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

栃木市長 大川秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木地区急患センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市境町27番21号

名 称 一般社団法人下都賀郡医師会

代表者 会長 川島 吉人

3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

栃木市長 大川秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市大平まちづくり交流センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木県宇都宮市宝木本町1474番地5

名 称 株式会社大高商事

代表者 代表取締役 伊原 修

3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年11月25日提出

栃木市長 大川秀子

住 所 栃木市岩舟町畠岡708番地3

氏 名 渡辺 憲子

生年月日 昭和42年5月3日

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔でありきつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなかからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

